**○　令和7年豊中市国勢調査実施本部設置要綱**

（目的）

第1条　この要綱は、令和7年国勢調査（以下、「調査」という。）を適正かつ円滑に実施するために設置する国勢調査実施本部（以下、「実施本部」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

（実施本部）

第2条　実施本部は、本部長、副本部長及び事務局で構成する。

２　本部長は、実施本部を代表し、実施本部の事務を統括する。

３　副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故がある時はその職務を代理する。

４　事務局は、調査に関する事務（以下、「調査事務」という。）を処理する。

５　本部長は総務部担当副市長を、副本部長は総務部長をもって充てる。

（事務局）

第3条　事務局に事務局長及び次に掲げる班を置く。

　　総務班

　　実査調整指導班

２　各班の分掌事務は、次に定めるとおりとする。

（1）　総務班

①　調査の企画、広報、用品、安全対策、公務災害及び適正な実施に関すること。

②　指導員及び調査員の推薦、打合せ会、指導、報酬の支払いに関すること。

③ 国勢調査員や事務局業務の委託に関すること。

④ 予算の執行及び管理に関すること。

⑤ 調査票の回答状況の把握に関すること。

⑥ 報道機関及び市民団体の対応に関すること。

⑦ 個人情報保護に関すること。

⑧ 公用車の手配及び管理に関すること。

⑨ 調査の速報値の集計並びに公表に関すること。

⑩ 事務局各班及び関係機関との連絡並びに調整に関すること。

⑪ 他に属さない調査に必要な事務。

（2）　実査調整指導班

①　地元関係団体等との連絡及び調整に関すること。

②　地元関係団体等に対する調査員の推薦依頼に関すること。

③　調査員事務打合せ会に関すること。

④　住居不定者に対する調査に関すること。

⑤　調査関係書類の受付及び審査に関すること。

⑥　白紙で調査票を提出した調査客体に対する再調査に関すること。

⑦　行政情報を活用した調査票の補記・訂正に関すること。

⑧　その他、総務班の補助に関すること。

（事務局職員）

第4条　事務局各班に、班長、主担者及び班員を置く。

２　事務局長は、本部長及び副本部長の命を受け、所属員を指揮監督し、調査事務を処理する。

３　班長は、上司の命を受け、主担者を統括し、担当に係る調査事務を実施する。

４　主担者は、上司の命を受け、所属する各班の事務に従事する。

５　事務局長は行政総務課長を、事務局次長は総務部主幹（統計担当）を、班長、主担者及び班員は市職員のうち事務局長が指名する者をもって充てる。

（委任）

第5条　この要綱に定める実施本部の運営に関して必要な事項は、その都度本部長が定める。

付則

　この要綱は、令和7年（2025年）4月1日から施行し、令和8年（2026年）3月31日をもってこれを廃止する。

○　令和７年国勢調査実施本部機構図

本部長

[総務部担当副市長]

副本部長

[総務部長]

事務局長

[行政総務課長]

事務局次長

[総務部主幹（統計担当）]

実査調整指導班

班長

班長

主担者

主担者

班員

総務班

班員